1. 目的

おのうえの丘のスペースを活用した賑わいの創出の取り組みの一環として、キッチンカー 及び出店者 による飲食物・物品販売を行い、施設の魅力を高めることを目的とします。

2. 募集概要

長崎クレインオアシスマネジメントでは、指定管理者として管理するおのうえの丘において キッチンカー及び出展者による飲食物・物品販売を行う出店者を募集します。

- (1) 出店場所及び区画について 出店区画はおのうえの丘管理事務所の指定する場所に限ります。(要相談)
- (2) 出店資格

キッチンカーを所有する個人、法人又は任意団体及び店舗を構える者。 ※ただし、別途おのうえの丘管理事務所(以下当管理事務所)で認められた 場合はこの限りではありません。

- (3) 出店しようとする個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に該当する場合は出店できません。
 - ・法律行為を行う能力を有しない者
 - ・未成年者、成年後見人のみの場合
 - ・破産者であって、復権していない者
 - ・銀行取引停止処分を受けている者
 - ・懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - ・禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で 判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が 満了していない者
 - ・申し込み業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
 - ・集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
 - ・住民税等の税金を滞納している者
 - ・暴力団関係者及びその繋がりがあるとされる者
 - ・保健所による営業自粛の指導、営業停止、営業禁止又は営業許可取消の行政処分を 受けている者
- (4) 出店しようとする個人、法人又は任意団体及びその代表者若しくは個人が次に該当する者でなければ申し込みをすることができません。
 - ・公的機関の定める営業許可証がある者(開業までに取得すれば可)
 - ・食品衛生責任者等の資格を有する者(開業までに取得すれば可)
 - ・キッチンカー及び出店が可能である者
 - ・保健所が定める、適切な衛生管理と加工(調理等)ができる者
 - ・適切なゴミ処理(残飯類)及び販売後、キッチンカー及び周囲のゴミ (包装類) 回収を行える
 - ・販売スケジュール、区画に同意できる者
 - ・PL 保険又はそれに準ずる保険に加入している者

(5) 販売が可能な商品及び販売日

- ① 販売が可能な商品は、保健所の許可を得たキッチンカーでの飲食物とします。
- ② イベント、企画等によりその内容を見直すこともあります。

(6) 営業時間

午前 10:00 から午後 15 時 00 分まで(要相談) ※搬入を午前 9:00 以前に行いたい場合はご連絡ください。

(7) 出店料

キッチンカー・物品販売 1店舗 1日 2,000円(税込) ※出店予定日に急に休店する場合は管理事務所に必ずお電話でご連絡ください。

3. その他の留意事項

- ・販売品は、衛生的に取り扱ってください。
- ・電源・水道の貸出はありません。
- ・火器を使用する場合は、必ず消火器を用意してください。
- ・キッチンカー及び出店の搬入・搬出は出店者各自で行ってください。
- ・食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ・当管理事務所は、出店における食中毒の発生等に係る責任を負いません。
- ・販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻してください。
- ・販売品についての事故や苦情は、原則として出店者の責任とし、迅速な 対応をお願いいたします。
- ・出店者が当管理事務所の運営方針に反する行為を行った場合は、出店を停止させることがあります。
- ・出店者が虚偽の申請をした場合は、出店を停止させることがあります。
- ・出店者は、販売中必ずゴミ箱を設置し、販売後はお持ち帰りください。
- ・油の滴下等により敷地を汚損するおそれがある場合は、シートを敷く等の対策を行い、 汚した場合は出店者により清掃等の処理を行っていただきます。
- ・氷や冷たい水、飲料水、汚水等を芝生や花壇に流さないでください。
- ·BGM を流す場合は、来庁者の迷惑にならないよう配慮してください。
- ・行事等の都合により出店を制限、または出店を許可しない場合があります。

4. お問い合わせ

長崎クレインオアシスマネジメント 長崎緑地公園管理事業協同組合 おのうえの丘管理事務所 (受付時間 8:30~17:30)

〒850-0035 長崎県長崎市元船町 17番1号 長崎県大波止ビル4階 電話 095-895-7122 FAX 095-895-7121